

◎確認申請手数料(建築物)

建築基準法第6条に基づく建築物の確認申請手数料	
床面積の合計による手数料	
床面積の合計	手数料の額
30 m ² 以下	6,000 円
30 m ² を超え, 100 m ² 以下	11,000 円
100 m ² を超え, 200 m ² 以下	17,000 円
200 m ² を超え, 500 m ² 以下	22,000 円
500 m ² を超え, 1,000 m ² 以下	39,000 円
1,000 m ² を超え, 2,000 m ² 以下	55,000 円
2,000 m ² を超え, 10,000 m ² 以下	159,000 円
10,000 m ² を超え, 50,000 m ² 以下	273,000 円
50,000 m ² を超えるもの	521,000 円

※建築物を移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途変更する場合は、その部分の2分の1の床面積で手数料を算定します。

◎確認申請手数料(工作物)

工作物	10,000 円
小荷物専用昇降機以外の建築設備(エレベーター, エスカレーター)	11,000 円
小荷物専用昇降機	6,000 円

◎計画変更確認申請手数料

建築物	計画変更に係る部分の床面積の 2 分の 1 の床面積(床面積を増加する部分にあっては、増加する部分の床面積)に対応する表 1 の手数料の額
エレベーター, エスカレーター	6,000 円
小荷物専用昇降機	4,000 円
工作物	6,000 円

◎中間検査手数料

床面積の合計	手数料の額
30m ² 以下	11,000 円
30m ² を超え, 100m ² 以下	13,000 円
100m ² を超え, 200m ² 以下	18,000 円
200m ² を超え, 500m ² 以下	24,000 円
500m ² を超え, 1,000m ² 以下	38,000 円
1,000m ² を超え, 2,000m ² 以下	52,000 円
2,000m ² を超え, 10,000m ² 以下	114,000 円
10,000m ² を超え, 50,000m ² 以下	182,000 円
50,000m ² を超えるもの	374,000 円

◎完了検査手数料

対象		手数料の額	
建築物	床面積の合計	中間検査を受けたもの	中間検査の対象となっていないもの
	30m ² 以下	11,000 円	12,000 円
	30m ² を超え, 100m ² 以下	13,000 円	15,000 円
	100m ² を超え, 200m ² 以下	18,000 円	19,000 円
	200m ² を超え, 500m ² 以下	25,000 円	26,000 円
	500m ² を超え, 1,000m ² 以下	41,000 円	42,000 円
	1,000m ² を超え, 2,000m ² 以下	54,000 円	57,000 円
	2,000m ² を超え, 10,000m ² 以下	125,000 円	136,000 円
	10,000m ² を超え, 50,000m ² 以下	205,000 円	216,000 円
	50,000m ² を超えるもの	419,000 円	431,000 円
エレベーター, エスカレーター		—	15,000 円
小荷物専用昇降機		—	10,000 円
工作物		—	11,000 円

◎許可申請等手数料(主なもの)

仮使用承認(建築基準法第7条の6)	120,000円
仮設建築物(法85条第5項)	120,000円
法第43条第1項, 法第44条第1項第2号の許可	50,000円
法第53条第5項第3号の許可	33,000円
法第44条第1項第4号 法第51条 法第52条第10項,第11項,第14項 法第55条第3項各号 法第56条の2第1項	160,000円
法第48条第1項から第12項までの許可	180,000円
建築台帳記載事項証明書の交付 道路位置指定図等の写しの交付 建築計画概要書の写しの交付	400円

各表で不明な点がありましたら、建築指導課にご相談ください。

【お問い合わせ先】

八千代市都市整備部建築指導課

住 所：八千代市大和田新田 312-5

T E L：047-483-1151